

湧別川ほか減災対策協議会規約

平成28年4月26日
平成29年6月29日改正
平成30年6月26日改正
令和元年7月23日改正
令和4年7月 5日改正
令和5年7月31日改正
令和6年7月17日改定

湧別川ほか減災対策協議会

(湧別町、遠軽町、網走地方気象台、陸上自衛隊
第25普通科連隊、北海道警察北見方面本部、遠軽警察署、
遠軽地区広域組合消防本部、北海道電力(株)旭川水力センター、
北海道才ホーツク総合振興局、網走開発建設部)

湧別川ほか減災対策協議会規約（改定案）

（名 称）

第1条 本会は、湧別川ほか 減災対策協議会（以下「協議会」という）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、過去の出水の教訓を踏まえ、湧別町及び遠軽町における国管理河川及び北海道管理河川（別表1に掲げる水系）の堤防決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（事 業）

第3条 協議会は、水防法に規定される以下の事項について実施する。

- （1）洪水の浸水想定等の水害リスク情報及び水防に関する情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- （2）円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- （3）地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- （4）その他、大規模氾濫に関する減災対策・水防活動に関して必要な事項を実施する。

（組 織）

第4条 協議会は、次に掲げる関係機関をもって組織する。

- （1）網走開発建設部
- （2）オホーツク総合振興局
- （3）網走地方気象台オホーツク総合振興局
- （4）陸上自衛隊第25普通科連隊
- （5）北海道警察北見方面本部
- （6）遠軽警察署
- （7）関係市町
- （8）関係消防本部
- （9）北海道電力(株)旭川水力センター

2 協議会に幹事会及び部会を置く。

(役員)

第5条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 網走開発建設部長
- (2) 副会長 1名 オホーツク総合振興局長
- (3) 幹事長 2名 網走開発建設部次長（河川・道路担当）
オホーツク総合振興局 地域調整課長
- (4) 部会長 1名 遠軽開発事務所長

(会長及び副会長)

第6条 会長は協議会を代表し、副会長とともに会務を統括する。

(委員及び協議会)

第7条 委員は別表2に掲げる関係機関の長及び担当部局長をもってあてる。

- 2 協議会は必要に応じて会長が招集し、協議会の運営についての基本方針を決定する。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会に報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(幹事長)

第10条 幹事長は会長の下にあって幹事会を運営し会務を処理する。

(幹事及び幹事会)

第11条 幹事は別表3に掲げる関係機関の担当者をもってあてる。

- 2 幹事会は必要に応じ幹事長が招集し、協議会の目的達成のための事業を推進する。
- 3 幹事会の事業は会長に報告し、その承認を受ける。
- 4 幹事長は会長に承認を受けたのち、すみやかに部会に通知し、その指導にあたるものとする。

(部会長)

第12条 部会長は部会を運営し会務を処理する。

- 2 部会長が不在となったとき、部会長代行を幹事長が指名する。

(部会)

第13条 部会は別表4に掲げる関係機関の担当をもって組織する。

- 2 部会長は必要に応じて部会を招集し、協議会の目的達成のための事業を実施する。
- 3 部会長は事業の実施にあたり計画書を作成し幹事長に報告するものとする。
- 4 部会長は部会事務の運営経過等について幹事長に報告するものとする。

(事務局)

第14条 協議会及び幹事会の事務局は、網走開発建設部治水課及び遠軽開発事務所並びにオホーツク総合振興局地域創生部危機対策室及び網走建設管理部治水課に置く。

- 2 部会の事務局は遠軽開発事務所に置く。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は協議会が決定する。

(附則)

この規約は、平成28年4月26日から施行する。

この規約は、平成29年6月29日から施行する。

(第1条 協議会名称変更、第2条 管理河川の追記、文言修正及び別表1追加、第5役員幹事長追加、第7条 文言修正及び別表2構成員追加、第11条 文言修正、別3幹事長及び幹事会構成員追加、第12条 事務局追記

この規約は、平成30年6月26日から施行する。

(第11条 別表3幹事会構成員の追加)

この規約は、令和元年7月23日から施行する。

(第4条 協議会構成員追加、第7条 別表第2委員追加及び委員名修正、第11条別表 第3幹事会構成員追加)

この規約は、令和4年7月5日から施行する。

(第11条 別表3幹事会構成員の修正)

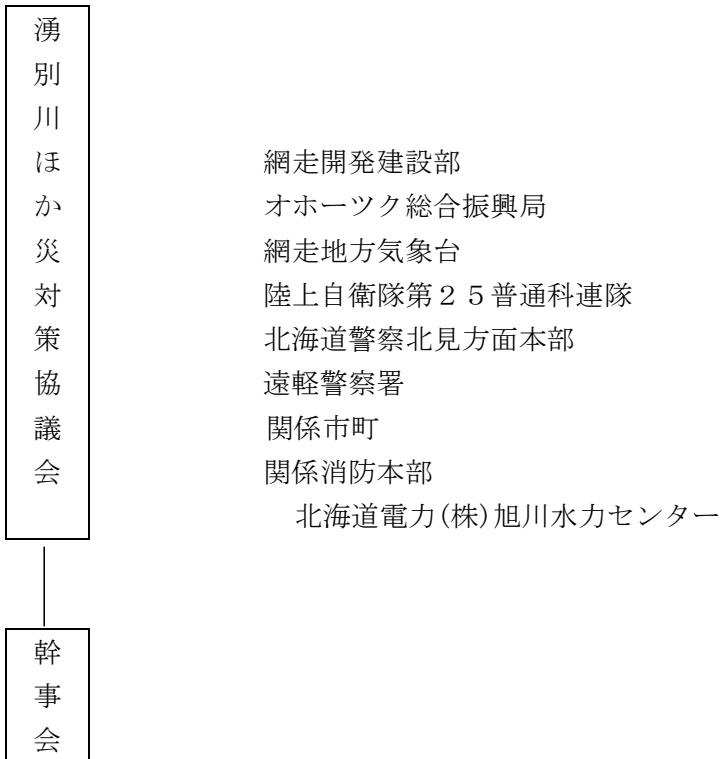
この規約は、令和4年7月31日から施行する。

(第11条 別表3幹事会構成員の修正、第12条 事務局構成員の修正)

この規約は、令和6年7月17日から施行する。

(網走開発建設部管内一級水防連絡協議会の規約と統合)

湧別川ほか減災対策協議会 構成図



別表1 湧別川ほか減災対策協議会 水系一覧表

水 系 名	関 係 市 町 村
湧 別 川	湧別町、遠軽町
シブノツナイ川	湧別町

別表2 湧別川ほか減災対策協議会 協議会一覧表

関係機関	委員
網走開発建設部	部長〔会長〕 次長
オホーツク総合振興局	局長〔副会長〕
網走地方気象台	台長
陸上自衛隊第25普通科連隊	連隊長
北海道警察北見方面本部	警備課長
遠軽警察署	署長
湧別町	町長
遠軽町	町長
遠軽地区広域組合消防本部	消防長
北海道電力㈱旭川水力センター	所長

別表3 湧別川ほか減災対策協議会 幹事会一覧表

関係機関	幹事委員
網走開発建設部	次長（河川・道路担当）〔幹事長〕
オホーツク総合振興局	公物管理課長 治水課長 防災課長 遠軽開発事務所長 地域調整課長〔幹事長〕
網走地方気象台	危機対策室主幹 維持管理課主幹 治水課長 防災管理官
陸上自衛隊第25普通科連隊	連隊本部第3科長
北海道警察北見方面本部	警備課長補佐
遠軽警察署	警備係長
湧別町	総務課長
遠軽町	総務部危機対策室参事
遠軽地区広域組合消防本部	消防課長 上湧別出張所長 湧別出張所長
北海道電力㈱旭川水力センター	遠軽土木課長

別表4 湧別川ほか減災対策協議会 部会一覧表

関 係 機 閣	部 会 委 員
網走開発建設部	遠軽開発事務所長〔部会長〕
オホーツク総合振興局	網走建設管理部遠軽出張所
網走地方気象台	防災管理官
陸上自衛隊第25普通科連隊	連隊本部第3科長
北海道警察北見方面本部	警備課長
湧別町	総務課長
遠軽町	総務部危機対策室参事
遠軽地区広域組合消防本部	消防課長
北海道電力㈱旭川水力センター	遠軽土木課長